

# あすなろ幼稚園 母の会 規約

## 第一章 総 則

### 第1条 (組織、及び名称)

- 1 項 本会は、あすなろ幼稚園の在園児を持つ保護者で組織され「あすなろ母の会」(以下会)と称する。

### 第2条 (目的)

- 1 項 本会は、会員相互の親睦を計る為に、必要な諸活動を行う。
- 2 項 園の教育方針を理解し、その教育効果を高めるための協力をを行う。

### 第3条 (設置場所)

- 1 項 会の事務所は、あすなろ幼稚園内に置く。

## 第二章 母の会機関

### 第1条 (役員、及び役職)

- 1 項 会の執行機関としての役員を会員から募る。
- 2 項 役員は9名までとし、会の会長(1名)、副会長(2名まで)、会計(2名まで)、書記(2名まで)、広報(2名まで)の役職をそれぞれ担う。また、役員の人数が足りない場合は、役職の重複を認める。

### 第2条 (役員を選出方法)

- 1 項 役員は、立候補によって選出する。
- 2 項 役職については、役員内で分担する。

### 第3条 (役員任期)

- 1 項 役員任期は、1年間とし、再選を妨げない。但し、役員に欠損を生じ、会の運営に支障が出る事が予測される場合は、年度途中でも役員を会員から募るものとする。

### 第4条 (役員任務)

- 1 項 会長は会を代表し、会務を統轄する。
- 2 項 副会長は、会長を補佐し、会長の事故等ある時は、その職務を代行する。
- 3 項 書記は、役員会の議事、その他、会に必要な記録をし、その他の文書と共に保存する。
- 4 項 会計は、会の収支を計り、会計に関する帳簿の記録を保存し、会計報告をする責務がある。
- 5 項 広報担当は、会員と会を結ぶ会誌の発行をする。
- 6 項 役員は、協力して母の会会員の親睦と向上を計る為に必要な活動を行う。
- 7 項 役員は、会の召集があった場合には、会に出席し、会の目的達成のため協力する。

### 第5条 (顧問)

- 1 項 会に顧問を置く。顧問は園の園長に委託する。

## 第三章 会 議

### 第1条 (会議)

- 1 項 会の会議は、総会、及び役員会とする。会議の議決案については、書面をもって一般会員に通達し承認を得ることとする。
- 2 項 総会の議事は、書面をもって承認とする。  
(但し、予算案は書面において会員の皆様の了解を得たものとする)
- 3 項 役員会の議事は、役員出席数の多少にかかわらず、過半数の賛成をもって可決する。  
(但し、欠席者は、その権限をすべて出席者に委託するものとする)

### 第2条 (召集)

- 1 項 会議は、会長が召集し、議長となる。
- 2 項 役員会は、必要に応じて会長が随時召集する。
- 3 項 会議には、必ず顧問、及び、顧問の代理人が出席することとする。

## 第四章 権 限

### 第1条 (役員会の権限)

- 1 項 役員会は、母の会会員の代表の役員で構成し、次の事項を議決することができる。
  - イ. 役員会は、当年度に於て議決された細則、運営方針の具体的執行について権限を持つ。
  - ロ. 会長は、会計の監査をすることができる。
  - ハ. 役員会は、会の行事、並びにその行事の運営にあたる。

## 第五章 会 計

### 第1条 (権限の委任)

- 1 項 会長は、その権限の属する金銭の出納、その他の会計事務を会計に委任する。

### 第2条 (会計)

- 1 項 会の経費は、会費その他をあてる。
- 2 項 会計は、会計簿を備えて、その収支を常に明記しておかなければならない。

### 第3条 (会計年度)

- 1 項 会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日を持って終了する。

## 第六章 雑 則

### 第1条 (規約以外の事項)

- 1 項 会の運営にあたり、この規約に定めてない事項については、顧問と役員会で決定する。

### 第2条 (会費の承認)

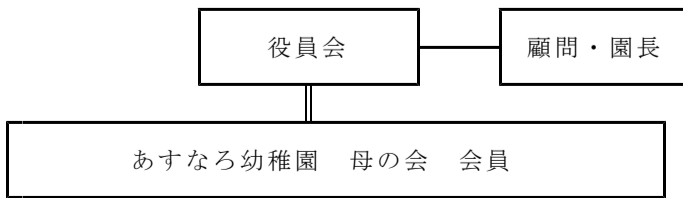
- 1 項 会費は、各年度に於て、役員会で審議し総会で承認をえるものとする。

### 第3条 (規約の変更)

- 1 項 この規約は、随時、必要に応じて、改正することができる。

<付 則> この規約は、平成26年4月1日より施行する。

・組織図



※各クラスのお世話係は母の会ではない。